

【企業向け説明会での説明概要】

(大阪市環境局 玉井局長)

- ・本日は、舞洲及び夢洲内に事業所を所有されている事業者の皆様、大変お忙しい中、このようにお集まりいただきまして、ありがとうございます。
 - ・今回の被災地の廃棄物の受け入れにつきましては、全国的に様々な議論のあるところでもあり、事業者の皆様方におかれましては、関心も高くまたご心配もいただいている部分もおありかと存じます。
 - ・6月27日から、此花区民の方を対象とした住民説明会を3日間、3会場にわたって開催いたしました。此花区には物流会社が多くあり、風評被害に関するご心配の声もいただいたところでございます。
 - ・本日は、広域処理についての考え方や、風評被害に関しまして、ご説明させていただきまして、その後、皆様からのご質問をいただき、意見交換をさせていただければと考えております。
 - ・被災地である岩手県の一定量の廃棄物につきましては、現地ではどうしても処理できないため、全国的に広域処理の協力要請があり、被災地以外でなんとか処理をして欲しいということが、被災地からの切なる求めであり、切なる願いに対して応えるということで受入を決定したところでございます。
 - ・実際、決定に際しては、本当に受け入れることが必要なのかということと、本当に安全・安心なものなのかについて、徹底して議論いたしました。安全性については数値上でも追求し、多くの知見等に基づいて、環境省、大阪府・市で協力して、厳格な安全基準を設けて、受け入れていくこととしております。
 - ・8月3日には、岩手県知事、大阪府知事、大阪市長で、受入にあたっての基本合意書を締結する運びとなりました。
 - ・本日は、これから資料に基づきご説明し、大阪府の方から、風評被害対策を含めて、説明の補足をお願いしております。その後、意見交換とさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
-
- ・それでは引き続き、お手元の資料をもとに、ご説明いたします。
 - ・まず、現地の状況及びスケジュールについてでございます。
 - ・岩手県で、約530万トンの膨大な廃棄物が発生しており、これは約12年分に相当します。
 - ・処理済みとなっているものは、このうち約20%にとどまっております。
 - ・被災地では、廃棄物の仮置場において、火災、悪臭、ハエの発生など、生活環境保全上の観点からも、一日も早い処理が必要で、早期復興のための支援は不可欠な状況となっております。
 - ・また、現地では、仮設焼却炉等を設置し、処理を実施するなど、努力を重ねておりますが、それでもなお、処理能力は不足している状況でございます。
 - ・こういった状況から、岩手県からは、木くず等、約30万トンを広域処理して欲しいとの依頼がございますので、広域処理による支援を行いたいと考えております。

- ・今回、受入対象となるものは、主に木くずなどの可燃物で、安全性が確認されたものに限っております。
- ・岩手県の選別後の廃棄物の空間放射線量は、1時間あたり 0.020～0.100 マイクロシーベルトとなっております。
- ・一方、大阪市内の大気中では、0.078～0.080 マイクロシーベルトとなっており、岩手県と大差はございません。
- ・また、被災地の廃棄物の放射能濃度は、不検出または微量となっております。
- ・大阪府・市では、安全性について極めて厳格な基準を定めております。
- ・国は、受入廃棄物の目安値を、1キログラムあたり 240 ベクレルとしておりますが、大阪府・市では、100 ベクレルとしております。
- ・これは、廃棄物を安全に再利用できる基準で、クリアランスレベルでございます。
- ・このクリアランスレベルとは、国際原子力機関により「放射性物質として扱う必要がないもの」として定められる放射能濃度のことでございます。
- ・ちなみに、一般食品の新基準も 100 ベクレルとなっております。
- ・また、焼却後の焼却灰につきましては、国は、1キログラムあたり 8,000 ベクレルを目安としておりますが、大阪府・市では、その1/4にあたる、2,000 ベクレルとしております。
- ・大阪市では、独自に安全指針を策定しており、放射能の測定箇所や測定頻度を増やすなど、徹底して厳しい安全管理を図ることとし、そのデータは今後も公表してまいります。
- ・次に、排ガスに関する安全性についてでございます。
- ・焼却工場には、バグフィルターが設置されており、このバグフィルターは、微粒子の灰を除去する、高度な排ガス処理装置で、ろ布という円筒状のフィルターにより、微粒子の灰を吸着除去いたします。
- ・放射性セシウムは、この微粒子の灰に吸着しますので、バグフィルターにより、放射性セシウムを吸着した灰は、ほぼ 100%除去することが可能でございます。
- ・これは、環境省において、実際に測定された結果の数値でございます。
- ・バグフィルターで処理した排ガスはクリーンなガスとなって、煙突から排出されます。
- ・次に、埋立に関する安全性についてでございます。
- ・埋め立てについては、本市所有の北港処分地において、埋め立てることとしております。
- ・北港処分地は、海面埋立処分場であるため、海面埋め立てに係る個別評価を環境省に依頼し、本市からは全ての北港処分地に係るデータを提供いたしまして、個別評価を受けております。いただいた評価結果は、大阪府の放射線の専門家による技術的な検討会議においても、詳細にご検討いただきました。
- ・評価結果の概要でございますが、放射性物質の吸着能力が高いゼオライトを使用しない場合でも、実際には安全であることは数値的に示されておりますが、今回は、ゼオライトを敷設した工法を採用することで、検出限界値をはるかに下回る、1リットルあたり 0.172 ベクレルとなり、ピークの出現年数は、243 年後となっております。
- ・このように、市民の皆様、あるいは事業者の皆様が、安全に、安心して活動いただけますように、徹底した安全基準を求めてまいりました。
- ・ちなみに、飲料水の新基準は1リットルあたり 10 ベクレルであり、十分にこの新基準

を下回っております。

- 受け入れにあたりましては、焼却工場と焼却灰を埋め立てる処分場が近いことが、一番効率的であろうということで、この舞洲工場と北港処分を候補とさせていただいております。
- もう一点、風評被害対策についてでございます。
- 安全性については徹底して追求し、確保したものとしておりますので、実際には心配はないものでございます。
- 事実、各種の実験、知見に基づいて、安全な基準を追求しておりますので、受け入れることによって風評被害が生じるような性格のものではないと考えております。
- ただ、実際には全ての方にご理解をいただけるというふうにも思っておりませんので、実際に、舞洲内で事業活動を営んでおられる皆様方が、万が一、風評被害的な事例にあわれた際には、大阪府・市で的確に伝えてまいります。
- 現実的には、広域処理を依頼しているのは国であるため、風評被害につきましては、国において責任を持って対処するというので、環境省は明確にお答えをされております。
- 国においては、「広域処理に関連した風評被害に関する環境省相談窓口」を設けて、国への相談等に対して一元的に対応することとしており、風評被害による損害が、万が一、生じた場合は、ご相談のうえ、国として責任をもって、これを回復するための可能な限りの対策を講じることとしております。
- 本市としましては、皆様方が万が一お困りの際には、大阪府・市が一体となって、しっかりと聞きし、受け止めたうえで、必要に応じて環境省へご相談する、または、要望をしていくなど、現実的に対応させていただきたいと考えております。
- いずれにしましても、私どもが求めてきました安全性に関しまして、あらゆる角度からデータとして、ホームページやその他の広報媒体を通じてオープンにさせていただいて、今後も広域処理に係る対応を進めていきたいと考えておりますので、皆様方のご理解のほど、よろしくお願いいたします。

(大阪府 環境農林水産部循環型社会推進室 資源循環課 磯田課長)

- 大阪府では、被災地の廃棄物を受け入れて処理をするにあたり、府民の安全を確保することが大前提であると考えております。
- 放射線に関する専門家の方々のご意見を十分にお伺いしながら、実際に府内で広域処理を行うに際しての技術的な考え方、実施方法などを処理指針としてまとめています。
- 現地である岩手県には、一次仮置場、二次仮置場という形で仮置場を設けています。
- 一次仮置場では、家電製品や消火器など処理が困難なもの、これをまず取り除いております。
- その後、二次仮置場に搬入して、廃棄物を燃えるもの、燃えないものなどに分ける選別作業を行っております。
- また、廃棄物を破碎して、処理できる大きさにする作業を行い、さらに選別・破碎した廃棄物をふるい分け、廃棄物に付着した土砂などを取り除く作業を行っております。
- ここで、きちんと選別・破碎された廃棄物のうち、木くずを中心とした可燃物、つまり焼却炉で燃やすことの出来るものだけを密閉式のコンテナに積込み、これを海上輸送で

大阪まで運びます。

- ・資料では、大阪府が被災県港湾施設での船舶への積込みを行うように記載されておりますが、8月3日の岩手県・大阪府・大阪市による基本合意において、この部分については岩手県が担うこととなっております。
- ・港で積降ろされたコンテナは、積替施設まで陸路で運搬され、コンテナから舞洲工場まで運ぶための車両に積替えて運搬します。
- ・舞洲工場では、一般のごみと混ぜて焼却し、その灰を北港処分地で埋立処分します。これが広域処理の流れでございます。
- ・受け入れる廃棄物は主に木くずなどであり、現地の岩手県できちんと仕分けされたものが対象となります。
- ・放射能に関しては、1キログラムあたり100ベクレル以下のもの、これしか受け入れません。
- ・この1キログラム100ベクレルという値は、一般食品中の基準という非常に厳しいものと同じとなっております。
- ・これを、岩手県において、大阪府の職員が常駐してきちんと確認し、これを上回るものは絶対に府域に持ってこないということでございます。
- ・この1キログラムあたり100ベクレル以下を確保するほか、大阪府域での安全性確認として、まず試験処理を行います。
- ・ここで実際のデータを取得、確認し、また、海上運搬は密閉式のコンテナ、陸上運搬はシートをかけて、飛散防止対策をきちんと行います。
- ・運搬や積替え、焼却、埋め立てという各工程で、きめこまかく放射線量などを測定しチェックを行います。
- ・もし、万が一異常なデータが出たら処理を中断するという計画にしております。
- ・このように、府域での各工程において、直接作業する方々の安全は確保されます。
- ・また、焼却工場や最終処分地の周辺にお住まいの方々に対する放射能の影響は全くないと考えております。
- ・各工程での放射能関係の測定については、受け入れる廃棄物の事前確認から、府域の港湾施設でのコンテナの積降ろし、積替え、舞洲工場での焼却、北港の埋立処分という全ての工程で、それぞれ大阪府と大阪府がきちんと測定を行って安全性を確認いたします。
- ・なお、この測定データや処理の状況については、全て速やかに公表します。
- ・現地では、まず人力や重機によって粗選別を行います。さらに機械による破碎・選別を行い、再度人力による選別などを行っております。
- ・これらの工程を経て、配布資料の写真にあるように、木くずのチップのようなものになり、これが受入の対象となるものであります。
- ・岩手県の一次仮置場、つまり選別・破碎を行う前については、平成23年7月のデータによると、宮古市、山田町、大槌町、この3箇所の可燃物の放射性セシウム濃度はそれぞれ、1キログラムあたり、69、46、80ベクレルとなっており、この時点で1キログラムあたり100ベクレルを下回っております。
- ・岩手県内では、二次仮置場で十分選別、破碎し、ふるいをかけます。
- ・我々が受け入れようとする状態の放射性セシウム濃度は、一次仮置場のものと比べると

土砂分がほとんどはらい落されるので、放射性セシウム濃度は宮古市の場合ND、つまり検出されておられません。

- また山田町、大槌町においても、1キログラムあたり10数ベクレルという非常に低い値となっており、1キログラムあたり100ベクレルを大きく下回るものとなっております。
- 今後、岩手県から廃棄物を受け入れるにあたっては、廃棄物の状態や放射性セシウム濃度が1キログラムあたり100ベクレル以下であること、さらには各工程で何度も何度もしっかりと確認し、データはすぐに公表しながら進めていきますので、どうぞご安心をいただきたいと考えております。

(大阪市環境局 施設部 蓑田部長)

- 岩手県における広域処理の必要性について、配布資料をもとにご説明いたします。
 - 岩手県では、震災により530万トンの廃棄物が発生いたしました。これは沿岸の特に津波の被害で生じた物がほとんどであります。
 - 環境省では、当初より、三つの目標を掲げております。
 - 第1の目標は、住民が生活しておられる近辺のがれきを、平成23年8月までに片付け、仮置場まで持って行くことであり、この目標は既に達成しております。
 - 第2の目標は、それ以外の農地などにある廃棄物について、今年の3月までに全部仮置場まで持って行くことであり、これについても達成しております。
 - 第3の目標、これが一番大事な目標であります。この発生したのがれきを、発災から3年以内に、是非処理処分したいということでございます。
 - 阪神大震災においても、莫大な廃棄物が生じましたが、3年で片付けることができております。
 - そういうことも踏まえて、環境省としても是非3年でやりたいということでございます。
 - この被災地のがれきは、被災地にあること自体が復旧復興の妨げになりますし、また、夏になると、ハエや悪臭といった問題も出てまいります。
 - これを一日も早く、処理処分することが必要であると私どもも考えております。
 - この処理処分の方法ですが、基本的には、もちろん出来るだけ県内で処理できるものは処理して貰おうとこういうことで取り組んでおられます。
 - それでもなお、3年以内に処分しようとする、120万トンについては是非県外でお願いしたいという要請が、岩手県から環境省に寄せられております。
 - 大阪府・市では、この木くず等可燃物24万トンのうち、3万6千トン进行处理するという、8月3日、岩手県と合意をしたところでございます。
-
- 今回、北港処分地において焼却灰を処理することについて、安全性の評価をいただきました。資料は、環境省による安全性評価の資料で、北港処分地の断面図となっております。
 - 被災地の廃棄物を焼却した灰の埋立につきましては、放射性セシウムは水に溶けやすい性質を持っていると言われていたことから、極力、水と接触しないように、図のとおり、既に陸地化した場所の上に埋め立てるとともに、そのまわりは、本市の通常の焼却灰で

囲い、最終的にはその上に普通の土を覆い、埋め立てることとしております。

- 焼却灰から溶出した放射性セシウムは、雨水によって埋立層の下部へ真下に流れまして、図にあります『評価する流線』に沿って、埋立処分場内の残留水面部、図で言いますと POC と記された地点に向かって水平方向に移動いたします。
- 評価結果ですが、仮に、埋立する焼却灰の放射能濃度を、大阪府の指針における埋立の目安値、2,000 ベクレル/kg とした場合、資料の表の一番下の行になりますが、先程ご説明いたしました、POCにおきまして、放射性物質の吸着能力が高いと言われております、ゼオライトを使用しない通常の埋立工法でも、その濃度は1リットルあたり 5.39 ベクレルとなっております。
- 一方、埋め立てる焼却灰の下部にゼオライトを 20 cm 敷設した工法を採用しますと、その濃度は1リットルあたり 0.172 ベクレルとなり、約 3%以下と大幅に減少いたします。
- この数値は、飲料水の新基準である1リットルあたり 10 ベクレルを大きく下回る極めて微量な数値であり、しかも、この数値が表れるのは 243 年後となっております。
- 10 年後、20 年後のスパンで見ますと、計算上は実質 0 ベクレルとなるような数値と評価されており、事実上、埋立処分地に封じ込めることになると評価されております。
- このようにゼオライトを敷設する工法を採用することにより、安全性の確保に万全を期すとともに、市民の皆様の不安を払拭してまいりたいと考えております。
- なお、ゼオライトとは、特定の物質を吸着する特性や、イオン交換の特性を持つ天然あるいは人工の鉱物であり、今回は天然のものを使用いたします。放射性セシウムの吸着能力が高く、東京電力福島第一原子力発電所敷地内の放射性汚染水処理システム等においても、放射性物質を吸着させるために活用されているものでございます。